



浄化槽を使用されている県民の皆様へ

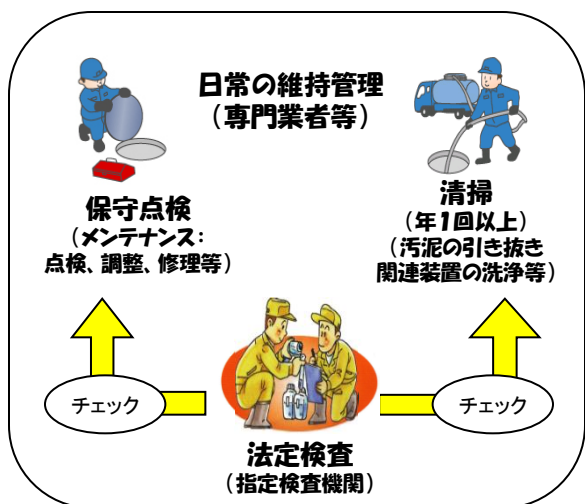
## 浄化槽の法定検査を 必ず受けましょう！

浄化槽法では、浄化槽の管理者(通常世帯主の方)は、保守点検(浄化槽の機器等の点検)と清掃(たまった汚泥等の引き抜き)の実施、法定検査を受けることが義務づけられています。

浄化槽は、微生物の働きにより、家庭などからの汚水をきれいな水に浄化するもので、快適な生活や環境の維持・向上に大きな役割を果たしています。

法定検査は、保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が十分な機能を発揮しているかどうかを調べる大変重要な検査ですので、必ず年1回の検査を受けてください。

県知事が指定した検査機関の  
**一般社団法人山口県浄化槽協会**  
が検査を行っていますので、検査の案内が届きましたら、忘れずに申し込みましょう。



### ● 検査手数料

(単位:円)

人槽	20人以下	21~100人	101~300人	301~500人	501人以上
単独処理浄化槽	4,200	5,000	6,500	8,000	10,000
合併処理浄化槽	5,500	6,000	8,500	11,000	13,500

### ● お問い合わせ先(詳細はお近くの健康福祉センター(保健所)へ)

【関係健康福祉センター一覧】

岩国健康福祉センター(0827-29-1528)  
柳井健康福祉センター(0820-22-3631)  
周南健康福祉センター(0834-33-6429)  
山口健康福祉センター(083-934-2536)  
宇部健康福祉センター(0836-31-3200)  
萩健康福祉センター (0838-25-2666)

【お住まいの地域によっては以下へお問い合わせください。】

※下関市にお住まいの方：下関市廃棄物対策課 (083-252-0978)  
※萩市にお住まいの方：萩市下水道建設課 (0838-25-4651)  
※長門市にお住まいの方：長門市生活環境課 (0837-23-1134)  
※山口市にお住まいの方：山口市環境衛生課 (083-941-2176)  
※周南市にお住まいの方：周南市環境政策課 (0834-22-8324)

# 浄化槽の維持管理について

浄化槽の機能を維持していくためには、保守点検、清掃を必ず実施しなければなりません！！  
排水をきれいに浄化するためにも、それぞれに決まりごとをきちんと守ることが大切です。

## 保守点検

「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)  
「保守点検」の委託は、「浄化槽管理士」のいる専門の「登録業者」に対して行ってください。



## 清掃



浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜き等を、年に1回以上行わなければなりません。清掃を委託する際は「市町村の許可業者」に対して行ってください。

## 日常生活で守ること

1. トイレの洗浄水は十分な量を流す。



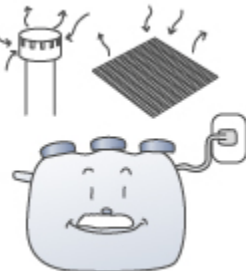
2. 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



3. トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



4. 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



5. マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



6. 消毒剤は切らず、常に消毒されるようにする。



7. 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



**浄化槽は「微生物」の力で水をきれいにします。微生物がはたらきやすい環境にするために、注意して浄化槽を使いましょう。**